

令和8年度おなが幼保連携型認定こども園

1号認定児童募集要項（1次募集）

1 募集対象施設

おなが幼保連携型認定こども園

所在地：沖縄県豊見城市字翁長647-6

2 申込資格

（1）児童の年齢が、対象クラスごとに次の要件を満たすこと

- ・ 5歳児（さくら）クラス（令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ）
- ・ 4歳児（ひまわり）クラス（令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ）
- ・ 3歳児（かな）クラス（令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ）

※保育所等への2号認定に係る申込みとの併願可能です。

（2）保護者等が児童を当該施設に送迎できること。

（3）2歳児（たんぽぽ組）クラスも3歳になった時点で申し込みは可能ですが、認定変更児童のみ（2号⇄1号）の受入れのみといたします。

※新規申し込みは3歳児クラスからといたします。

3 定員・募集人員

クラス	定員	募集人員
5歳児クラス	5名	若干名
4歳児クラス	5名	若干名
3歳児クラス	5名	5名

※教育・保育は1号・2号児童も同一の保育室で行います。5歳児クラスは、募集人員に達しております。現在入所している児童（認定変更の場合）のみの申込みになります。

4 保育料等

【入園料】 なし

【教育時間の保育料】 無償

※さらに新2号認定を受けることで預かり保育料も無償化の対象になります。

※適正な保育料の算定に関して、居住市町村の算定事務に沿って行うことになります。

申し込みの際はご理解上、申し込みをお願いいたします。

5 給食費について（月～金）

階層によって異なりますので以下の表をご確認下さい。

※日割り計算は行いませんのであらかじめご了承ください。

階層	区分		豊見城市		
			1 子	2 子	3 子
1	生活保護世帯		主食費のみ 2,000 円		主食費 のみ 2,000 円
2-1	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯)	ひとり親世帯等			
2-2		その他			
3-1	市民税所得割課税額 77,101 円未満	ひとり親世帯等			
3-2		その他			
4	市民税所得割課税額 211,201 円未満		主食費＋副食費 2,000 円+5,600 円		
5	市民税所得割課税額 211,201 円以上				

- ・ 保育・教育教材 新学期用品注文書のとおり
- ・ その他・・・必要に応じて実費徴収いたします。その都度お知らせします。

6 預かり保育料（月～土）と給食費（土のみ）について

特別な事由により預かり保育をすることが出来ます。直接園にご相談下さい。

※金額については変更になる場合があります。

実施日	預かり保育を行う時間帯	保育料階層区分	利用料 ※1 ※2	給食費
平日 （月～金） 長期休暇	7:00～9:00	すべての世帯	月額 7,000 円 日額 450 円	—
	14:00～18:00	1 階層 2 階層 3 階層 4-1 階層（一人親世帯等） 4-2-1（ひとり親世帯等）		月額 2,000 円
		それ以外の世帯		月額 7,600 円
土曜日	7:00～18:00	1 階層 2 階層 3 階層 4-1 階層（一人親世帯等） 4-2-1（ひとり親世帯等）	日額 450 円	日額 100 円
		それ以外の世帯		日額 380 円

※1 どなたでもお申し込みは可能ですが、無償化の対象となるには、新2号認定という認定を受ける必要があります。新2号認定をご希望の方は次ページの該当する書類をご準備ください。

※2 『10 申込み方法（2）の⑤新2号認定を受けるための必要書類』の表の要件を満たさなくなった場合は、無償化の対象から外れることになります。すみやかに園に申し出てください。スムーズに事務手続きにご協力ください。

7 教育時間と預かり保育時間について

	曜日	時間
教育時間	月曜日～金曜日	9:00～14:00
預かり保育時間	月曜日～金曜日	7:00～ 9:00 14:00～18:00
	土曜日 長期休暇期間 ※長期休暇期間は次ページ参照	7:00～18:00

8 長期休暇・休園について

夏休み 8月 1日 ～ 8月31日

冬休み 12月26日 ～ 1月 6日

春休み 4月 1日 ～ 4月 8日

この期間は、預かり保育での対応になります。（月額7,000円・日額450円）

※土曜日は除く。土曜日は別途日額450円徴収いたします。

※7：00～18：00が預かり保育時間です。

①日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日

④慰霊の日

⑤暴風警報が発令された場合

⑥その他園長が必要と認めた場合

⑦旧暦8/15（ウークイ）

9 保育料の支払い方法

- ・ 保育料の納付方法は、原則として口座振替になります。
- ・ 振替は、毎月26日（ただし、26日が金融機関休業日の場合は翌営業日）です。
引き落としは当月分の保育料（保育料、預かり保育料等を合算したもの）となります。残高不足にならないようご注意ください。
- ・ 口座振替依頼書は、事務所にてご用意しています。受け取り後、必要事項を記入の上、事務所にお申込み下さい。

10 保育料の納付が遅れたとき

- ・ 所定の口座をお知らせしますので、速やかに納付下さい。

1 1 申込み方法

(1) 書類の配布期間

- ア 期間 令和7年9月18日(木)～令和7年12月12日(金) ※土日祝祭日除く。
- イ 場所 おなが幼保連携型認定こども園 事務所
- ウ 時間 午前9時00分～午後5時00分

(2) 書類の受付期間

- ア 期間 令和7年10月1日(水)～令和7年12月13日(土) ※日祝祭日除く。
- イ 時間 午前9時00分～午後5時00分
- ウ 場所 おなが幼保連携型認定こども園 事務所
- エ 提出書類
- ① 入園申請書
 - ② 支給認定申請書 兼 認定こども園利用(1号)申込書
 - ③ 利用に関する確認兼同意書・誓約書※新入園児のみ
 - ④ 親子健康手帳の写し(1歳半、3歳各健康診査結果ページ部分)※新入園児のみ

⑤ 新 2 号認定を受けるための必要書類

※新 2 号認定を受けるための書類は入所内定後（来年 2 月頃）を予定します。

【継続児童を除く】

No.	状 況		必要書類	き よ う だ い 同 時 に 申 し 込 む 場 合 は 該 当 す る 書 類 1 部 で 結 構 で す。
1	就 労	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	●就労証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要です。	
		自営業（協力者含む）	●就労証明書 ＋ ①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可書 等) ②直近 3 ヶ月分の売上げが分かる資料(給与明細、通帳の写し 等) ③最新の確定申告書の写し 等	
2	妊娠・出産		親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し	
3	保護者の障がい		下記の①②いずれかひとつ ①身体・精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し	
4	保護者の疾病		●診断書（保護者・同居者用）	
5	親族の介護・看護		●介護・介護申立書 ＋①～④のいずれかひとつ ①●診断書(看護・介護用) ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し※等級次第では、診断書が必要 ④介護保険被保険者証の写し※要支援又は要介護認定に限る	
6	災害復旧		罹災証明書等の被災を確認できる資料	
7	求職活動		●求職活動申立書	
8	就学		以下の①②すべて ①在学証明書または入学許可書等 ②授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等	
9	育児休業等		下記の①②いずれかひとつ ①●就労証明書（育児休業期間が記載されたもの） ②●育児休業等申立書 転園希望等の利用調整対象者は、①の提出が必要です	
10	19 歳以上 65 歳未満の同居人(祖父母、きょうだい等)がいる方		同居人の状況 (No.1～8) を確認できる書類	

※●は所定の様式がございます。お声掛け下さい。

※保護者（父母）及び 19 歳以上 65 歳未満（R8. 4. 1時点）の同居人（祖父母等）全員分の書類提供が必要となります。

※親族の介護・看護要件の場合、要支援 1 での「保育を必要とする事由」は認められません。

該当する方のみ以下の書類

No.	状況	必要書類
1	生活保護世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は 事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれか写しひとつ ①児童扶養手当受給者証書 ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証 ③婚姻していないことがわかる戸籍謄本
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議 中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一世帯としての認定になるため、 父母両方の「保育の必要な証明」の提出が必要です
4	里親世帯等、児童養護施設へ入所し ている児童	養育する児童について児童相談所長発行の証明書
5	保護者の一方が市外在住の場合や、 令和7年（または令和8年）1月1日 時点で豊見城市に住所が無い場合	個人番号（マイナンバー）（申込書裏面に要記載） ※記載が難しい場合は令和7年度又は令和8年度若しくは その両方の市町村民税所得課税証明書（全項目が記載され たもの）
6	在宅障がい者（児）のいる世帯	以下の①～③のいずれかの写しひとつ ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳 ③特別児童扶養手当証書

※該当する状況が複数がある場合は、書類をすべて提出してください。

※保育料等算定においても必要な書類になります。

オ 締切後の選考優先順位

①現に在園している児童	④豊見城市に在住する児童（新規児童）
②きょうだいが入園中の方	⑤先着順（新規児童）
③もりのこ保育園の児童（同一法人） 卒園児のきょうだい児童	

※書類受付期間後は締切いたします。

※定員に空きがある場合は2次募集をいたします。HPをご確認下さい。

12 入園内定（12月下旬ごろ）

入園が内定した場合は、入園手続きに係るお知らせを送付いたしますので、期限内に所定の手続きをお願いします。

※内定後、入園日までに保護者又は対象児童が申込み資格を満たさなくなった場合は、原則として内定等を取り消します。

※新2号認定を受けるための書類は入所内定後（来年2月頃）を予定します。

【継続児童を除く】

13 説明会・面談（2月中旬～下旬ごろ）

（1）内定を受けた児童・保護者は、「支給認定申請書 兼 認定こども園利用（1号）申込書」の記載内容を確認し、当園で説明会・面談をいたします。

●説明会・面談時に必要な書類（用紙は、面談のご案内と一緒に送付いたします。）

①緊急連絡票 ②生育調査表 ③個人情報を守ります（同意書）

④預金口座振替依頼書 ⑤アレルギー疾患をお持ちの児童は診断書 ⑥その他

※継続児童については、①の書類のみをご記入頂きます。

（2）お子さんの健康状態や発達の状況などについて、面談時に詳しくお聞かせください。詳細は申し込み時にご案内いたします。

※継続児童については、説明会及び面談等はありません。

14 その他

この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、おなが幼保連携型認定子ども園が別に定めます。